

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第45号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第45号は、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして申し上げます。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） この新旧対照表はなかなか多くて、比較、勉強はしきれないわけですが、今回の改正は、手数料が実質的に値上げになるという部分がどれくらいあるか、説明をいただきたいと思います。

○総務課長（山本秀樹君） 値上げになるところというのは、16号の法人及び組合に関する証明手数料が100円から200円になるというようなところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 箇所が多いですけれども、それだけですか。

○総務課長（山本秀樹君） すみません。それと、あと19号の方も営業に関する証明手数料が100円から200円になるという、その2か所でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本件は改正箇所は非常に多いですが、説明しましたように実質的に値上げになる手数料の部分というのは2件のみということで、公共料金ですから、私はあまり値上げというのは賛成できないですけど、本当に軽微な改正であるということから、本件に賛成であります。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第45号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---